

争議行為の予告について

東洋興業株式会社代表取締役横沢喜一郎から争議行為を行う旨の通知が令和2年3月3日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和2年3月6日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部東洋分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和2年3月17日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東洋興業株式会社 板橋区舟渡二丁目11番5号

四 種類

上記の事業所及び職場において、全ての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を実施する。（以上原文のまま掲載）